令和７年度決算の説明

第１　総　　説

１　経済の概観

（１）　当初における経済見通し

我が国経済は、長きにわたったコストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」に移行できるかどうかの分岐点にあった。

こうした中、令和７年度の経済財政運営においては、引き続き、全ての世代の現在及び将来にわたる賃金・所得の増加を最重要課題とし、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済を実現し、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとしていくとの方針の下、令和６年度補正予算と一体的に、かつ、足元の物価高、賃金や調達価格の上昇に対応しつつ、メリハリの効いた編成を行った令和７年度予算を着実に実行に移し、切れ目のない経済財政運営を推進することとした。

以上のような経済財政運営の下、「令和７年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(令和７年１月24日閣議決定)においては、令和７年度の国内総生産の名目及び実質成長率をそれぞれ2.7％程度、1.2％程度と見込んだ。また、同年度の物価については、国内企業物価指数の上昇率を1.6％程度、消費者物価指数(総合)の上昇率を2.0％程度と見込んだ。

（２）　令和７年度経済財政運営の実績

令和７年度の我が国経済は、個人消費や設備投資がけん引し、物価が上昇する中でも、民需を中心に着実に成長してきた。令和７年４－６月期は、個人消費と企業の設備投資が２四半期連続で前期比プラスとなる一方、外需は２四半期連続のマイナスとなった。同年７－９月期は、実質成長率は５四半期ぶりにマイナスとなった一方、名目成長率はプラスとなった。米国の通商政策の影響により輸出が減少し、住宅投資が令和７年４月の建築物省エネ法等改正に伴う駆け込み需要の反動の影響から大幅なマイナスになるなど、一時的な押し下げ要因があった。同年10－12月期は、企業の設備投資と住宅投資が２四半期ぶりにプラスに転じ、内需はプラス成長となった。外需については、輸出がプラスに転じた。令和８年１－３月期は、個人消費が５四半期連続で増加するとともに、外需についても、輸出の増加が輸入の増加を上回ったことから、成長率を押し上げた。令和８年２月末には中東情勢が緊迫化し、原油価格の上昇等の影響はみられたものの、既往最高水準の企業収益や良好な雇用所得環境などが支えとなり、民需を中心とした回復基調が続いた。

政府は、「責任ある積極財政」の考え方の下、戦略的な財政出動による「強い経済」の実現を目指す「「強い経済」を実現する総合経済対策」(令和７年11月21日閣議決定)を策定し、それを具体化する令和７年度補正予算(第１号及び特第１号)を編成するなどの政策対応を行ってきた。

以上のような経済財政運営の下、令和７年度の名目国内総生産は672.6兆円となり、名目、実質成長率は前年度比でそれぞれ4.2％、0.9％の上昇となった。また、物価については、国内企業物価は前年度比2.8％の上昇、消費者物価(総合)は前年度比2.6％の上昇となった。

2　令和7年度予算の編成から決算に至る経過

（1）予　　算

① 令和7年度予算は、令和7年1月24日に第217回国会へ提出された。その後、同年3月4日に衆議院において、同年3月31日に参議院において可決・成立した。

令和7年度予算編成当時の経済情勢は、33年ぶりの高水準の賃上げと過去最大規模の設備投資が実現するなど明るい兆しが見られていた。

一方、我が国財政は、債務残高対GDP比が世界最悪の水準にあるなど、引き続き厳しい状況にあることを踏まえ、「経済財政運営と改革の基本方針2024」(令和6年6月21日閣議決定)で示された「経済・財政新生計画」の枠組みの下、早期のプライマリーバランス黒字化実現を含め、財政健全化に取り組み、経済再生と財政健全化の両立を図ることとした。

令和7年度予算編成においては、こうした状況の下、「令和7年度予算編成の基本方針」(令和6年12月6日閣議決定)に基づき、足元の物価高、賃金や調達価格の上昇に対応しつつ、デフレを脱却し、新たなステージとなる「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を実現することを目指して、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、地方創生2.0の起動、官民連携による投資の拡大、防災・減災及び国土強靱化、防衛力の抜本的強化を始めとする我が国を取り巻く外交・安全保障環境の変化への対応、充実した少子化・こども政策の着実な実施など重要政策課題に必要な予算措置を講じた。

② 令和7年度補正予算(第1号及び特第1号)は、令和7年12月8日に第219回国会へ提出された。その後、同年12月11日に衆議院において、同年12月16日に参議院において可決・成立した。

一般会計補正予算は、令和7年11月21日に閣議決定された「「強い経済」を実現する総合経済対策」を実施するために必要な経費の追加等を行った一方、歳入面において、租税及印紙収入の増収を見込むとともに、前年度剰余金の受入を計上するほか、公債金についても増額となっており、これは「財政法」(昭22法34)第4条第1項ただし書の規定による公債の増発と、「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」(平24法101)第3条第1項の規定による公債の増発を合わせたものである。

結果として、公債依存度は30.2％(当初予算24.8%)となった。

また、特別会計補正予算においては、11特別会計について、所要の補正を行った。

なお、一般会計及び特別会計において、所要の国庫債務負担行為の追加を行った。

（2）決　　算

① 一般会計

令和7年度の一般会計における歳入歳出の実績を見ると、収納済歳入額は1,452,579億円であって、補正後歳入予算額に対して117,567億円(8.8%)増加しており、支出済歳出額は1,294,661億円であって、歳出予算現額に対して142,783億円(9.9%)下回った。この結果、令和7年度の「財政法」第41条の決算上の剰余金(収納済歳入額と支出済歳出額との差)は157,918億円となり、「財政法」第6条の純剰余金は26,088億円となった。

(注)「財政法」第6条の純剰余金の計算については「第2一般会計」(26頁)を参照。

また、歳出予算現額のうち、翌年度繰越額は121,790億円、不用額は20,993億円であった。

公債発行額は 373,430 億円であり、令和 7 年度決算における公債依存度は 28.8 %となった。

なお、予備費の予算額 14,492 億円に対して使用した額は 14,393 億円であった。

② 特別会計

令和 7 年度の特別会計における収納済歳入額を単純に合計すると 4,320,336 億円であり、支出済歳出額を単純に合計すると 4,126,553 億円であった。

国債整理基金特別会計を除く各特別会計における歳入歳出の単純な差額である「決算上の剰余金」は、計 16.2 兆円であり、剰余金は、「特別会計に関する法律」(平 19 法 23)第 8 条等の規定に基づき、①積立金への積立て等(6.8 兆円)、②翌年度特別会計歳入への繰入れ(6.2 兆円)、③一般会計への繰入れ(3.2 兆円)の処理を行うこととした。

③ 政府関係機関

令和 7 年度の政府関係機関における収入済額を単純に合計すると 18,885 億円であり、支出済額を単純に合計すると 17,887 億円であった。

3 分野別の概要

(1) 税 制 改 正

令和 7 年度改正については、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除の創設を行った。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金(企業型 DC 及び iDeCo)の拠出限度額等を引き上げた。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制を拡充した。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等、所要の措置を講じた。

(2) 社 会 保 障

社会保障関係費については、令和 6 年度当初予算額に対して 5,745 億円(1.5 %)増の 382,938 億円を計上した。経済・物価動向等に適切に配慮しつつ、骨太方針 2024 を踏まえ、社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分におさめるとの方針に沿った姿を実現した(いわゆる自然増(経済・物価動向等への配慮を含む)は＋6,500 億円程度、制度改革・効率化等は△1,300 億円程度、消費税増収分を活用した社会保障の充実等は＋300 億円程度)。

制度別にみると、まず、医療については、令和 7 年度薬価改定を令和 6 年薬価調査に基づき実施した。創薬イノベーションの推進、医薬品の安定供給の確保、国民負担の軽減といった基本的な考え方を踏まえ、改定の対象品目については、品目ごとの性格に応じて、対象範囲を設定するとともに、薬価改定基準の適用についても、追加承認品目等に対する加算の臨時的な実施や、安定供給確保が特に求められる医薬品に対して、臨時的に不採算品再算定を実施するとともに、最低薬価を引き上げる等の対応を行った。あわせて、今回の改定に伴い新薬創出等加算の累積額については控除することとし、この結果、令和 7 年度において、薬剤費 2,466 億円(国費 648 億円)を削減することとした。

介護については、地域医療介護総合確保基金(介護分)において、訪問介護等サービス提供体制確保支援事業の追加等を実施した。また、保険者機能強化推進交付金においては、成果指向型の介護予防・健康づくりの取組を行う保険者に対する新たな支援の枠組みを構築した。このほか、

「認知症施策推進基本計画」(令和 6 年 12 月 3 日閣議決定)に基づき、認知症施策を総合的かつ計画的に推進した。

障害保健福祉施策については、障害者が身近な地域等で暮らすために必要な障害福祉サービスや地域移行の受け皿としてグループホーム等の整備を促進するために必要な経費等を計上した。

こども・子育て政策については、令和 7 年度予算において、歳出改革や既定予算の最大限の活用により財源を確保しつつ、「こども未来戦略」(令和 5 年 12 月 22 日閣議決定)の「こども・子育て支援加速化プラン」を本格的に実施し、予算規模 3.6 兆円(国・地方合計)のうち 3.0 兆円程度(8 割強)を実現することとした。具体的には、高等教育の負担軽減の更なる充実、1 歳児に係る保育士等の職員配置改善など保育の質の向上、育児休業給付の充実等を実施した。

あわせて、令和 7 年度から、こども家庭庁の下に、子ども・子育て支援特別会計を創設し、既存の年金特別会計子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計雇用勘定(育児休業給付)を統合することで、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めた。

また、物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、我が国のこどもたちの健やかな成長を応援する観点から、物価高対応子育て応援手当の支給に要する経費を支出した。

年金については、基礎年金国庫負担(2 分の 1)等について措置した。その際、足元の物価等の状況を勘案し、令和 7 年度の年金額改定率を 1.9%と見込んで計上した。

生活保護制度については、生活扶助基準の見直しに当たり、一般低所得世帯の消費実態や社会経済情勢等を総合的に勘案し、令和 4 年の社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果に基づく令和元年当時の消費実態の水準に特例的な加算（月額 1,500 円／人）を行うとともに、それでもなお減額となる世帯は、従前の基準額を保障する措置を講じた。

ただし、入院患者・介護施設入所者については、食費・光熱費等が現物給付されている状況等を踏まえ、従前の一人当たり月額 1,000 円の加算額を維持した。

また、平成 25 年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応として、専門委員会における審議結果等を踏まえて生活扶助費等の追加給付を開始した。

雇用政策については、労働市場改革の推進や多様な人材の活躍促進等を行うため、賃金の引上げや非正規雇用労働者への支援、リ・スキリングによる能力向上支援、労働移動の円滑化の支援等を実施した。

これらの取組等を含めた結果として、令和 7 年度社会保障関係費は、予算現額 417,137 億円に対し、支出済歳出額は 394,681 億円、翌年度繰越額は 14,505 億円、不用額は 7,950 億円となった。

(3)　文教及び科学技術

文教及び科学振興費については、教育環境整備や科学技術基盤の充実等の観点から、予算現額 85,552 億円に対し、支出済歳出額は 71,870 億円、翌年度繰越額は 12,194 億円、不用額は 1,487 億円となった。

このうち文教予算については、まず、義務教育費国庫負担金において、教員の処遇を改善するため、教職調整額の水準を 4%から 5%へ引上げを行ったほか、職務の重要性や負荷を踏まえた学級担任への加算措置を行った。また、小学校における教科担任制の拡充や生徒指導担当教師の中学校への配置等に伴う 2,190 人の定数増を行ったほか、小学校 6 年生の 35 人以下学級の実現、通級による指導等のための基礎定数化に伴う 572 人の定数増を行った。一方、少子化の進展による基礎定数の自然減 5,638 人に加え、100 人の加配定数の見直しを図ったほか、国庫負担金の算定方

法の見直し(1,450 人相当)を行った。また、教員業務支援員やスクールカウンセラー等の外部人材の配置を促進した。

高等教育施策については、自ら意欲的に改革に取り組む国立大学を支援するため、国立大学法人運営費交付金について、各国立大学の教育研究組織改革に関する取組における自助努力に関する評価を厳格化するとともに、最も評価の高い取組に対して支援を強化した。また、私立大学等については、私立大学等経常費補助における配分の見直し等を通じてメリハリある資金配分を行った。

科学技術振興費については、科学技術・イノベーションへの投資として、AI、量子、健康・医療分野等の重要分野の研究開発を推進するとともに、国際性の高い研究や若手研究者への支援の強化等を図った。

(4) 社会資本の整備

公共事業関係費については、安定的な確保を行い、能登半島地震等の教訓を踏まえた制度改正・体制整備や、新技術の開発・普及、規制・誘導手法の活用といったハード・ソフト一体となった取組などにより、防災・減災、国土強靱化の取組を推進した。

また、地方創生や生産性向上・成長力強化に向けた取組として、国際コンテナ戦略港湾等の機能強化や空港の国際競争力強化、交通渋滞の緩和による迅速・円滑な物流ネットワークの構築などの成長力強化につながるインフラ整備等に重点的に取り組んだ。

具体的には、上下水道システムの急所施設の耐震化や、全国の盛土区間の大規模崩落を防ぐためののり面対策などについて、個別補助事業を創設して重点的に支援した。

さらに、船舶の大型化に対応したコンテナターミナルの整備等の集中的実施や、空港アクセス鉄道の整備、滑走路の新設等の更なる機能強化などに取り組んだ。

また、令和 7 年度補正予算においては、「第 1 次国土強靱化実施中期計画」における推進が特に必要となる施策として、国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理等への対応を実施した。

これらの結果、令和 7 年度の公共事業関係費の実績は、予算現額 129,691 億円に対し、支出済歳出額は 86,332 億円、翌年度繰越額は 42,255 億円、不用額は 1,102 億円となった。

(5) 経 済 協 力

経済協力費については、予算現額 7,771 億円に対し、支出済歳出額は 7,243 億円、翌年度繰越額は 492 億円、不用額は 34 億円となった。なお、一般会計 ODA 決算は、予算現額 8,489 億円に対し、支出済歳出額は 7,883 億円、翌年度繰越額は 541 億円、不用額は 63 億円となった。

具体的には、二国間無償資金協力については、予算現額 2,572 億円に対し、支出済歳出額は 2,069 億円、翌年度繰越額は 487 億円、不用額は 15 億円となった。

技術協力については、開発途上国に対する技術協力等を行う独立行政法人国際協力機構に対して、政府開発援助独立行政法人国際協力機構運営費交付金(予算現額 1,560 億円)を全額支出した。

国際機関を通じた経済協力については、拠出の重点化・効率化を図ることとし、世界エイズ・結核・マラリア対策基金への拠出金(予算現額 168 億円)、国際連合開発計画への拠出金(予算現額 147 億円)、国際連合難民高等弁務官事務所への拠出金(予算現額 137 億円)及び国際連合児童基金への拠出金(予算現額 107 億円)などをほぼ全額支出した。

円借款については、事業主体である独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門に対して、その財源となる出資金(予算現額 583 億円)を全額支出した。なお、これを受けて独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門においては、当該出資金に自己財源等を合わせて、直接借款 17,165 億円、海外投融資 3,442 億円、合計 20,607 億円の事業を実施した。

(6) 防衛力の整備

防衛省所管の防衛関係費については、令和 4 年 12 月 16 日の国家安全保障会議及び閣議において決定された「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」に基づき、スタンド・オフ防衛能力や統合防空ミサイル防衛能力等の重点分野を中心に防衛力を抜本的に強化するとともに、防衛力整備の一層の効率化・合理化を徹底した。

財務省所管の防衛関係費については、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」(令 5 法 69)第 8 条の規定に基づき、防衛力強化資金へ 6,287 億円を繰り入れた。

これらの結果、令和 7 年度防衛関係費は、予算現額 111,109 億円に対し、支出済歳出額は 100,788 億円、翌年度繰越額は 8,797 億円、不用額は 1,523 億円となった。

また、防衛関係費のうち、沖縄に関する特別行動委員会(SACO)関係経費は、予算現額 132 億円に対し、支出済歳出額は 103 億円、翌年度繰越額は 18 億円、不用額は 10 億円であり、米軍再編関係経費(地元負担軽減に資する措置)は、予算現額 9,234 億円に対し、支出済歳出額は 7,138 億円、翌年度繰越額は 2,029 億円、不用額は 66 億円となった。

なお、防衛力整備計画対象経費は、予算現額 95,752 億円に対し、支出済歳出額は 87,545 億円、翌年度繰越額は 6,753 億円、不用額は 1,454 億円となった。

(7) 中小企業対策

中小企業対策費については、価格転嫁対策の推進、経営改善・事業承継等に係る支援体制の整備など、持続的な賃上げに向けた環境整備等に対応し、予算現額 12,934 億円に対し、支出済歳出額は 9,526 億円、翌年度繰越額は 3,090 億円、不用額は 318 億円となった。

具体的には、適切な価格転嫁のため、取引 G メンによる取引実態の把握・活用等による取適法の厳正な執行や、「取引かけこみ寺」における相談対応等を実施し、また、「中小企業活性化協議会」における収益力改善支援、「事業承継・引継ぎ支援センター」におけるマッチング支援等を実施し、予算現額 1,980 億円に対し、支出済歳出額は 1,167 億円、翌年度繰越額は 629 億円、不用額は 183 億円となった。

また、中堅・中小企業による工場等の拠点の新設や大規模な設備投資の支援等を実施し、予算現額 5,568 億円に対し、支出済歳出額は 3,381 億円、翌年度繰越額は 2,160 億円、不用額は 26 億円となった。

(8) エネルギー対策

エネルギー対策については、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立に向けた取組をはじめ、エネルギーの安定供給の確保や安全かつ安定的な電力供給の確保等についても取り組んだ。

これらの施策の実施に要した経費は、予算現額 10,939 億円に対し、支出済歳出額は 10,902 億円、翌年度繰越額は 33 億円、不用額は 3 億円となった。

具体的には、再生可能エネルギーや省エネルギーに資する技術の開発・設備等の導入、石油・

天然ガス等の資源の探鉱・開発、石油備蓄の維持、石油の生産・流通合理化、原子力防災体制の整備等を推進した。

さらに、「福島復興の加速のための迅速かつ着実な賠償等の実施に向けて」(令和5年12月22日原子力災害対策本部決定)を踏まえ、中間貯蔵施設費用相当分の470億円について原子力損害賠償・廃炉等支援機構に資金交付を行った。これらの施策に要する経費の財源に充てるため、エネルギー対策費として、一般会計からエネルギー対策特別会計へ10,421億円(エネルギー需給勘定6,095億円、電源開発促進勘定3,463億円、先端半導体・人工知能関連技術勘定862億円)を繰り入れた。

このほか、原子力利用に関する技術開発や、原子力施設の安全性向上等の取組において、予算現額437億円に対し、支出済歳出額は404億円、翌年度繰越額は33億円、不用額は0.04億円となり、国際原子力機関に対する分担金等においては、予算現額67億円をほぼ全額支出した。

(9) 農林水産業

農林水産関係予算については、令和6年5月に改正された「食料・農業・農村基本法」(平11法106)に基づき、食料安全保障の強化や環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展、農村の振興を図るため、関係する施策の充実・強化に取り組んだ。

具体的には、食料安全保障の強化に向け、野菜や麦・大豆等の需要のある畑作物について畑地での本作化を進めるとともに、農林水産物・食品の輸出について、生産から現地販売までの一気通貫した新たなサプライチェーンの構築に向けた取組や、認定品目団体・ジェトロ・JFOODOと連携した現地市場の開拓、輸出先国の規制やニーズに対応した大規模輸出産地の形成等を推進した。さらに、安定的な食料の供給が可能となるよう、合理的な価格の形成に向けたコスト構造等に関する調査等を実施した。

農業の経営所得安定対策等については、農業経営収入保険制度や収入減少影響緩和対策等により担い手の農業経営の安定を図るとともに、水田活用の直接支払交付金等により野菜等の高収益作物への転換や水田の畑地化等を一層推進した。

林野関係については、森林資源の循環利用と適正な管理を推進するとともに、建築用木材等の利用拡大に向けた環境整備、森林の集積・集約化に向けた取組等を支援し林業の成長産業化を推進した。

水産関係については、資源管理に取り組む漁業者に対する経営安定対策等を着実に実施するとともに、海洋環境の変化を踏まえた操業形態の転換や収益性の向上、海業の全国展開等を支援し水産業の成長産業化を推進した。また、外国漁船の違法操業に対する取締り等を実施した。

これらの結果、令和7年度の食料安定供給関係費は、予算現額21,224億円に対し、支出済歳出額は15,632億円、翌年度繰越額は4,075億円、不用額は1,516億円となった。

このほか、農業の基盤整備については、生産性・収益性等の向上のための水田の畑地化や農地の大区画化、国土強靱化のための農業水利施設の長寿命化や防災・減災対策等を推進した。

(10) 治安対策

令和7年度の治安対策については、安全・安心と持続可能な基盤を確保するための施策として、いわゆる「闇バイト」に端を発する凶悪な強盗事件等への対策、サイバー空間の脅威への対処、安全かつ快適な交通の確保、警察基盤の充実強化を図るとともに、再犯防止対策を行った。

具体的には、相次いで発生している、いわゆる「闇バイト」に端を発する凶悪な強盗事件等への

対策として、現場警察官の装備品や捜査支援分析ツールの整備等により、警察の取締り能力の強化や、インターネット上の違法・有害情報対策等の予防対策の強化を行った。

サイバー空間の脅威への対処については、国境を越えて実行されるサイバー犯罪・サイバー攻撃や、不正プログラムを用いた攻撃手法などの新たな脅威に対処するため、サイバー警察局及びサイバー特別捜査部の充実強化をはじめとする警察の人的・物的基盤の強化を図るなど、警察組織の総合力を発揮した効果的な対策を行った。

安全かつ快適な交通の確保については、近年、交通事故死者に占める高齢者の比率が高水準となっているほか、次世代を担うこどものかけがえのない命が犠牲となる痛ましい事故が後を絶たず、交通事故情勢は依然として厳しい状況にあることから、交通安全施設等を整備するなどの諸施策を行った。

再犯防止対策の推進については、刑務所出所者等の再犯防止対策等を強化するため、施設内処遇として、拘禁刑の創設を踏まえた処遇の充実等を行うとともに、社会内処遇として、保護司、更生保護施設等の民間協力者と協働した「息の長い支援」等を実施した。

このほか、尖閣諸島周辺海域をはじめとする我が国周辺海域をめぐる状況に対応するため、「海上保安能力強化に関する方針」(令和4年12月16日海上保安能力強化に関する関係閣僚会議決定)に基づき、大型巡視船等の整備や、無操縦者航空機等の新技術の積極的な活用などとともに、国内外の関係機関との連携・協力を強化し、我が国の領土・領海の堅守等の諸課題に対応するための施策を推進した。

(11) 地　方　財　政

令和7年度の地方財政については、骨太方針2024等を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和6年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保した。

また、臨時財政対策債の発行額を制度創設以来初となるゼロとするとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金償還額を増額するなど、地方財政の健全化を図った。

地方交付税交付金については、所得税等の収入見込額の増加に伴い、その一定割合である法定率分が増加した。また、地方税等の収入見込額の増加等を受け、令和4年度から引き続き、国と地方の折半により負担する地方の財源不足が生じていないことから、一般会計からの特例加算による地方交付税交付金の増額措置は講じないこととした。

令和7年度補正予算(第1号)においては、所得税、法人税及び消費税の増加見込額並びに酒税の減少見込額を計上することに伴う地方交付税交付金の追加額と、令和6年度の地方交付税に相当する金額のうち未繰入額との合計額に相当する地方交付税交付金の財源に充てるために必要な経費13,041億円を追加した。

地方特例交付金については、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額及び個人住民税の定額減税による減収額を補塡するために必要な額を計上したほか、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)における税制上の措置としての固定資産税の減収額を補塡するための新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金に必要な額を計上した。

これらの結果、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる地方交付税交付金は、予算現額199,833億円全額を支出し、地方交付税交付金と地方特例交付金を合わせた地方交付税交付金等は、予算現額201,769億円全額を支出した。

また、同特別会計から地方団体に交付される地方交付税交付金等については、予算現額 205,589 億円に対し、支出済歳出額は 205,319 億円、翌年度繰越額は 269 億円となった。

(12) 公務員人件費

国家公務員の人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(令和 7 年 11 月 11 日閣議決定)を踏まえ、令和 7 年 8 月 7 日の人事院勧告どおり給与改定を行った。

(13) 東日本大震災からの復興

東日本大震災からの復興について、令和 7 年度も引き続き、復興のステージに応じた取組を推進した。

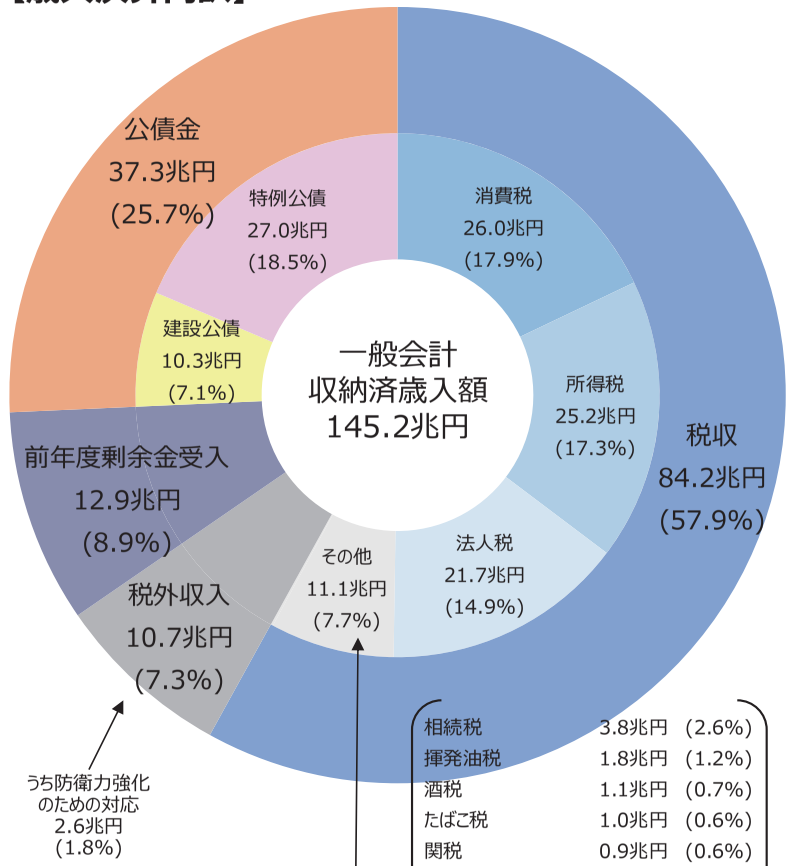
令和 7 年度においては、予算現額 8,301 億円に対し、支出済歳出額は 6,707 億円、翌年度繰越額は 794 億円、不用額は 800 億円となった。また、平成 23 年度から令和 7 年度までの累計では、支出済歳出額は 421,179 億円となっている。

(14) 決算等の反映

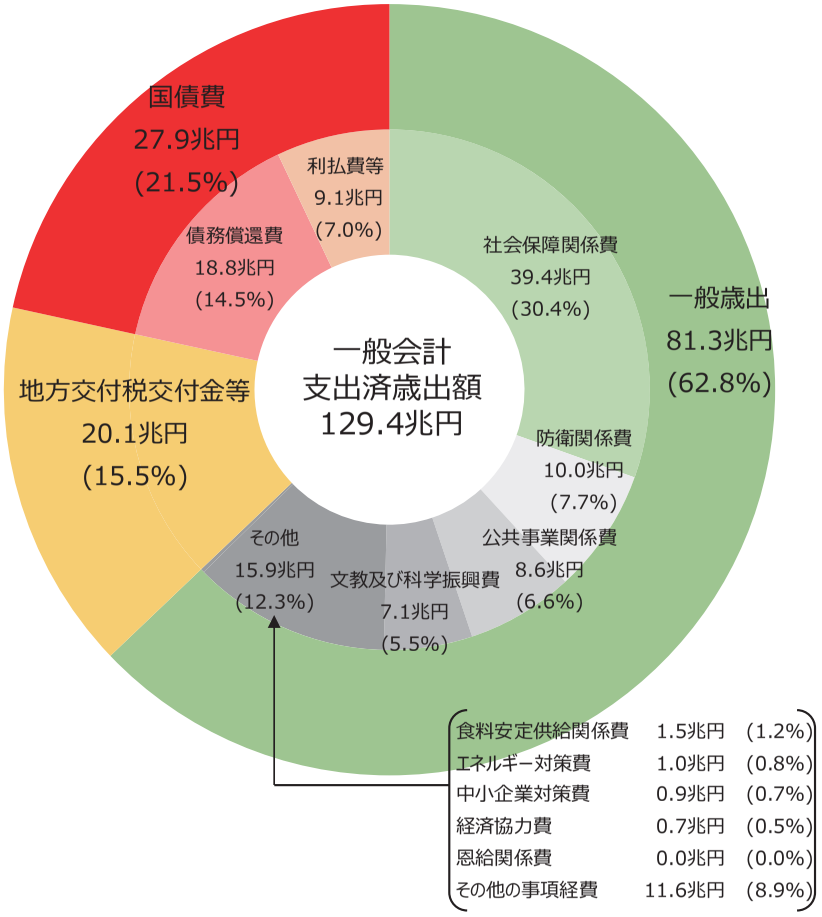
決算等の反映については、これまでも、積極的に取り組んできているところであり、令和 7 年度予算においても会計検査院の指摘、決算に関する国会の議決、予算執行調査の結果等を踏まえ、各事業の必要性、有効性及び効率性について検証を行い、的確に反映するとともに、各府省の政策評価についても予算編成において適切に活用した。

令和７年度一般会計決算概要

【歳入決算内訳】

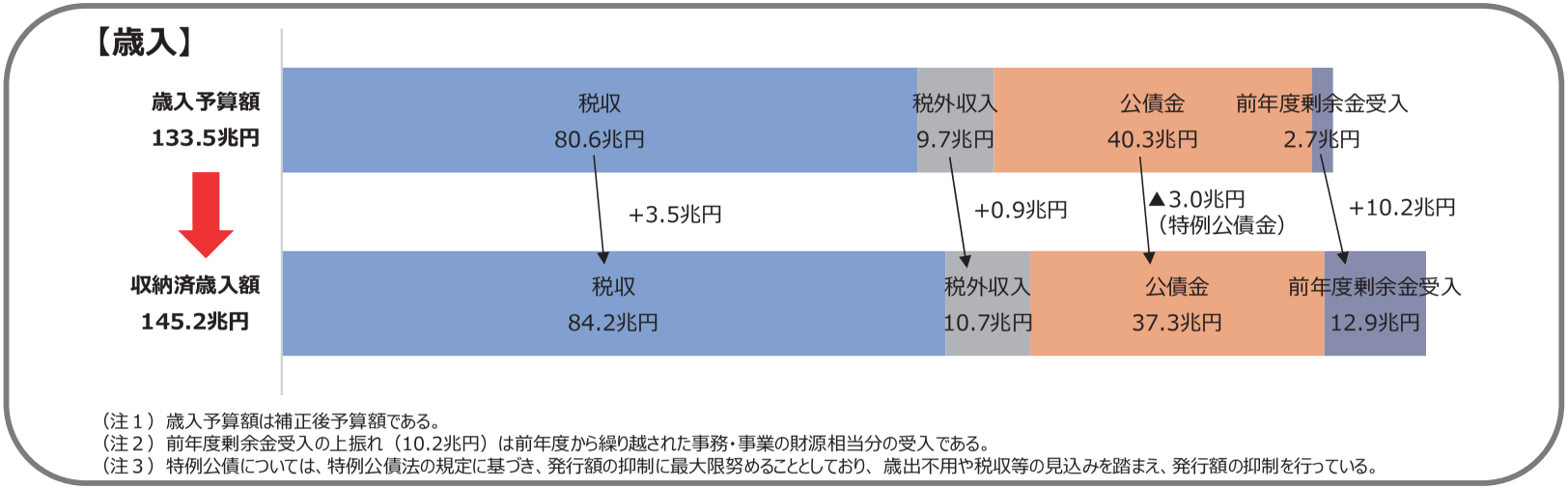


【歳出決算内訳】

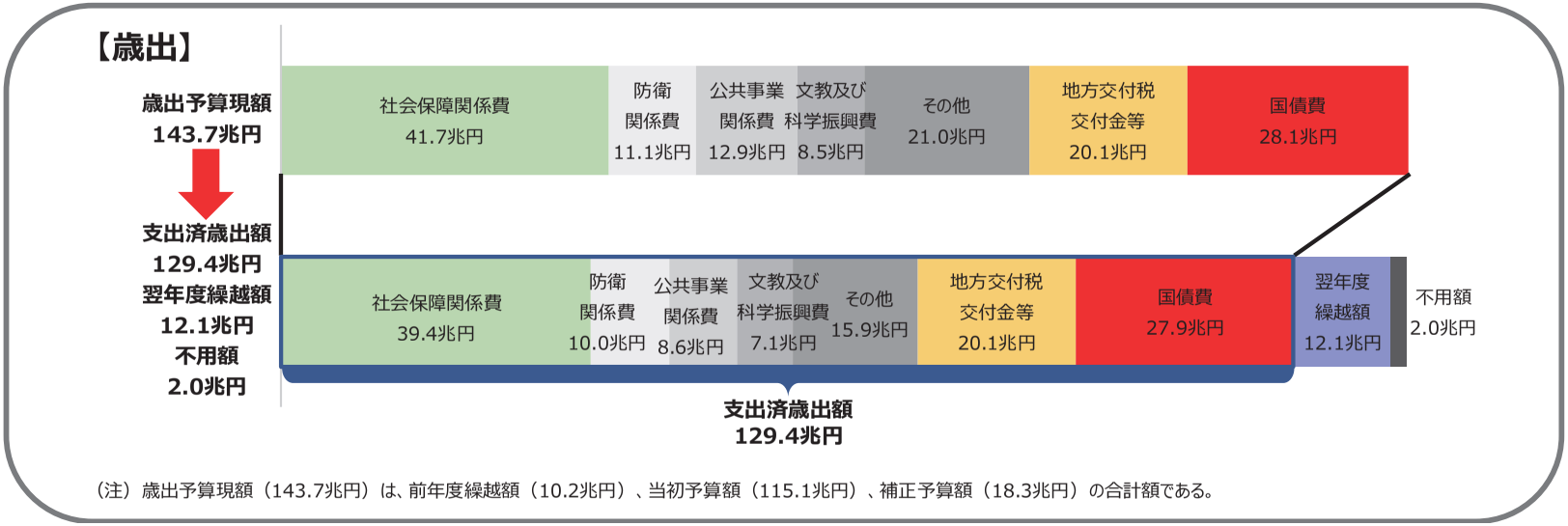


※「一般歳出」とは、歳出総額から国債費及び地方交付税交付金等を除いた経費のこと。
※「基礎的財政収支対象経費」（＝歳出総額のうち国債費の一部を除いた経費のこと。
当年度の政策的経費を表す指標）は、101.8兆円（78.6%）

令和７年度一般会計決算概要［予算・決算対比］



（注１）歳入予算額は補正後予算額である。
（注２）前年度剰余金受入の上振れ（10.2兆円）は前年度から繰り越された事務・事業の財源相当分の受入である。
（注３）特例公債については、特例公債法の規定に基づき、発行額の抑制に最大限努めることとしており、歳出不用や税収等の見込みを踏まえ、発行額の抑制を行っている。



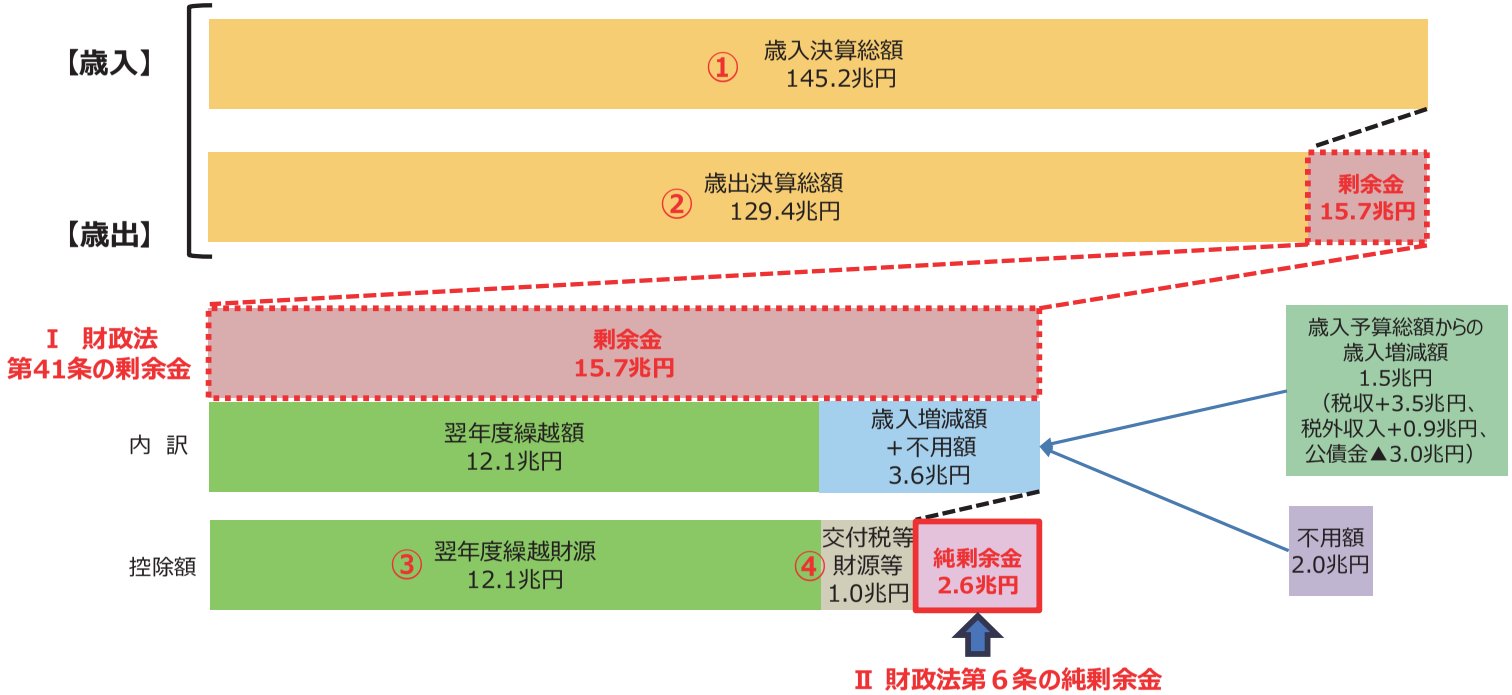
（注）歳出予算現額（143.7兆円）は、前年度繰越額（10.2兆円）、当初予算額（115.1兆円）、補正予算額（18.3兆円）の合計額である。

財政法第６条の純剰余金の計算過程

Ⅰ 財政法第41条の剰余金　＝　①歳入決算総額－②歳出決算総額
（歳入歳出の単純な差額）

Ⅱ 財政法第６条の純剰余金　＝　①歳入決算総額－②歳出決算総額－③翌年度繰越額－④交付税等財源上振れ額等

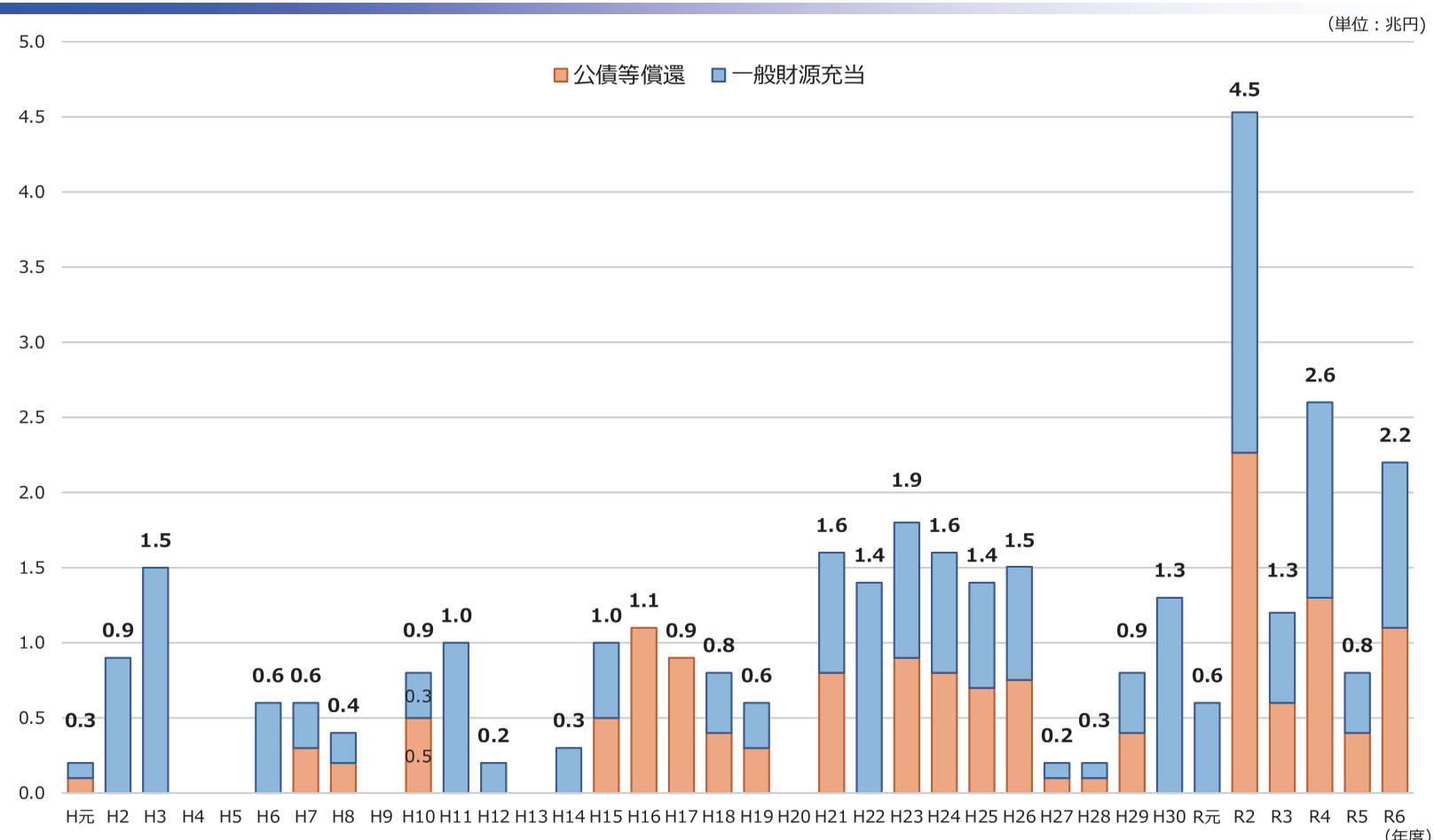
［令和７年度決算］



【参照条文：財政法（昭和二十二年法律第三十四号）】
第６条 各会計年度において歳入歳出の決算上剰余を生じた場合においては、当該剰余金のうち、二分の一を下らない金額は、他の法律によるものの外、これを剰余金を生じた年度の翌翌年度までに、公債又は借入金の償還財源に充てなければならない。
前項の剰余金の計算については、政令でこれを定める。

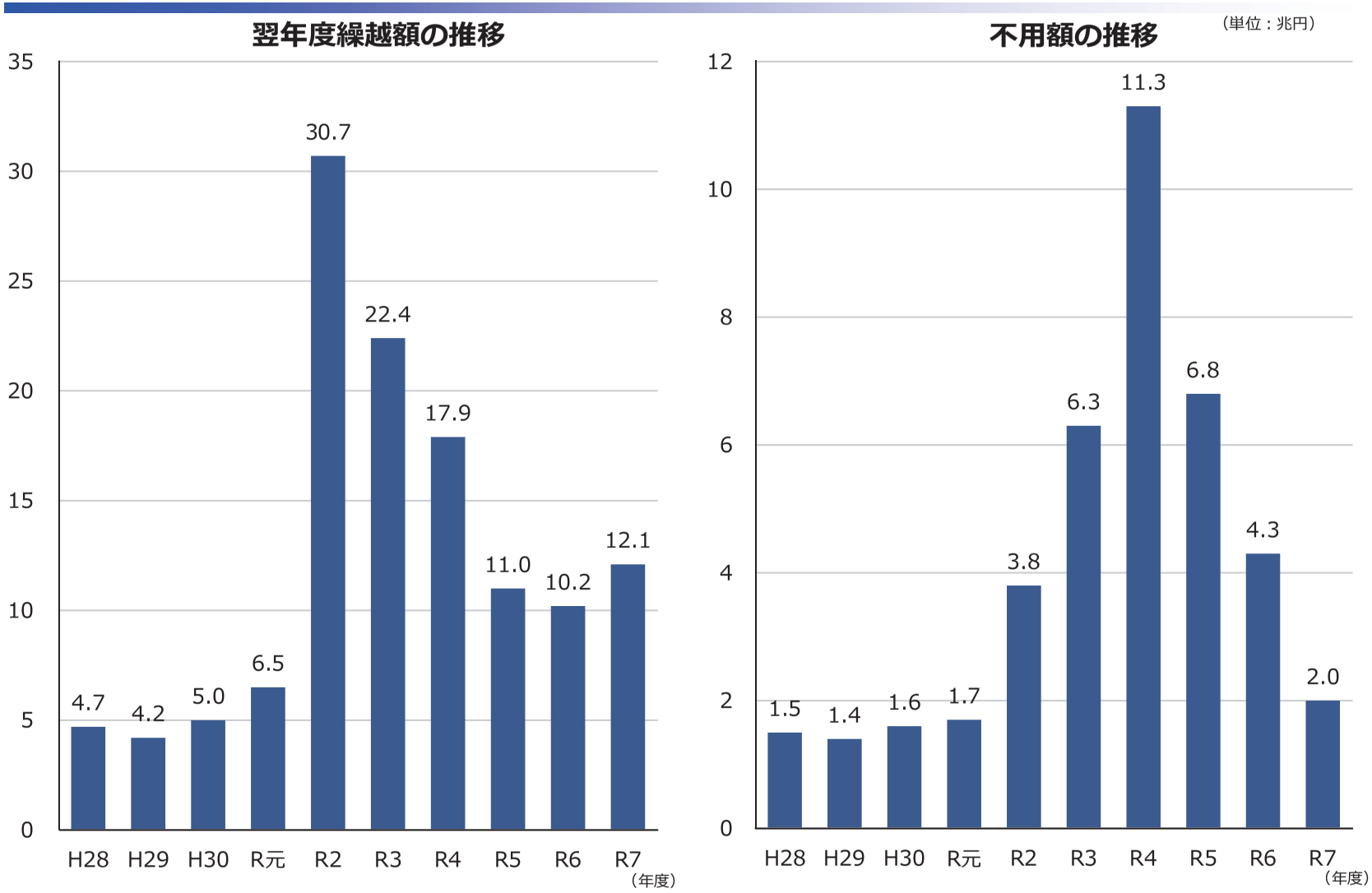
第41条 毎会計年度において、歳入歳出の決算上剰余を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

財政法第６条の純剰余金の推移



（注１）財政法第６条 各会計年度において歳入歳出の決算上剰余を生じた場合においては、当該剰余金のうち、二分の一を下らない金額は、他の法律によるものの外、これを剰余金を生じた年度の翌翌年度までに、公債又は借入金の償還財源に充てなければならない。
（注２）一般財源充当額が公債等償還額を上回っている年度は、当該処理にあたって歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律を制定している。
（注３）平成４年度、５年度、９年度、13年度、20年度は一般会計の歳入歳出の決算上不足が生じたため、決算調整資金からその不足を補てんしている。
（注４）令和４年度、令和５年度及び令和６年度決算は、一般財源充当分から防衛力整備計画対象経費に充当している。

一般会計 翌年度繰越額・不用額の推移



令和７年度特別会計決算概要

○　各特別会計における歳入歳出の単純な差額である「決算上の剰余金」は、計16.2兆円。
○　剰余金は、特別会計に関する法律第８条等の規定に基づき、①積立金への積立て等（6.8兆円）、②翌年度特別会計歳入への繰入れ（6.2兆円）、③一般会計への繰入れ（3.2兆円）の処理を行うこととした。

※金額は国債整理基金特別会計を除いたもの

（単位：億円）

特別会計名	収納済歳入額（A）	支出済歳出額（B）	剰余金額（A－B）	①積立金として積立、資金に組入	②令和８年度当該特会歳入に繰入					③令和８年度一般会計へ繰入
						令和８年度歳入予算計上（a）	歳出の繰越し（b）	支払備金等（c）（注１）	その他（②－a－b－c）（注２）	
交付税及び譲与税配付金	535,941	520,710	15,230	－	15,230	14,961	269	－	－	－
地震再保険	1,187	23	1,164	1,164	－	－	－	－	－	－
国債整理基金	2,160,806	2,128,572	32,233	－	32,233	－	30,428	－	1,805	－
外国為替資金	57,252	6,687	50,565	13,414	5,850	－	－	－	5,850	31,300
財政投融資	226,298	222,659	3,639	208	3,430	2,078	100	－	1,252	－
エネルギー対策	141,653	124,523	17,129	－	16,443	2,262	9,882	－	4,298	686
労働保険	80,358	72,617	7,740	4,521	3,219	387	40	1,982	809	－
年金	1,018,817	970,951	47,865	41,025	6,840	6,363	0	－	476	－
子ども・子育て支援	60,318	55,381	4,937	1,856	3,080	966	164	－	1,949	－
食料安定供給	10,838	8,444	2,394	4	2,369	534	178	96	1,561	19
国有林野事業債務管理	3,342	3,342	－	－	－	－	－	－	－	－
特許	2,862	1,479	1,382	－	1,382	1,280	0	－	101	－
自動車安全	12,224	4,452	7,771	5,675	2,096	800	1,011	－	283	－
東日本大震災復興	8,433	6,707	1,726	－	1,726	－	794	－	932	－

（注１）保険事故が既に発生し支払うべき債務で、令和８年度以降の保険金支払に充てるため、令和８年度歳入に繰り入れる必要があるもの等。
（注２）各特別会計の事務事業等の実態に応じ、今後の予算編成過程において使途を検討。

（参考１）特別会計（勘定）の剰余金の概要（主なもの）

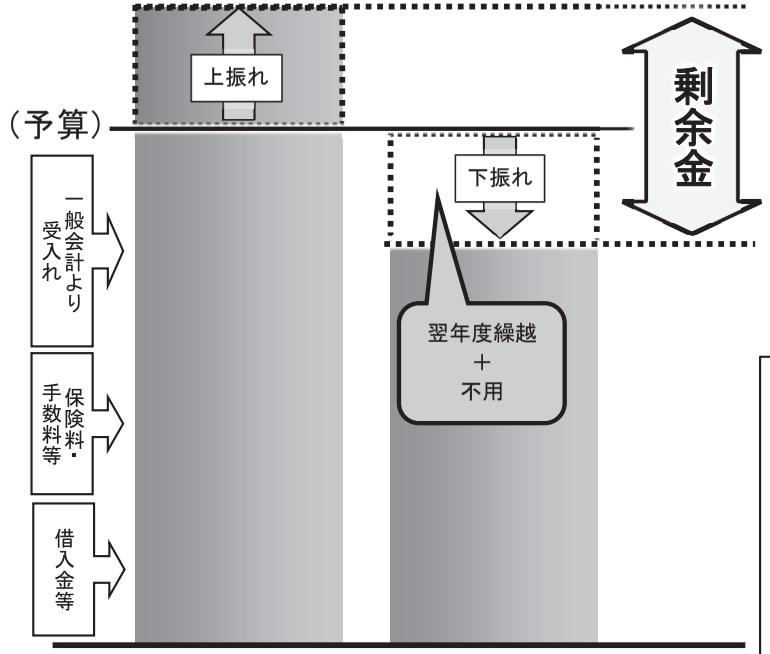
（単位未満四捨五入）

特別会計（勘定）	剰余金額	主な発生要因	主な処理
外国為替資金	5.1兆円	・運用収益（保有外貨資産と円建負債（政府短期証券）の金利差）	・外国為替資金に1.3兆円組入れ、令和８年度特会歳入に0.6兆円繰入れ、令和８年度一般会計歳入に3.1兆円繰入れ
年金	4.8兆円		
（基礎年金・国民年金・厚生年金）	(4.1兆円)	・年金給付費が予定を下回ったこと ・保険料収入が予定を上回ったこと	・令和８年度以降の年金給付等に充てるため、積立金として積立て
エネルギー対策	1.7兆円		
（エネルギー需給）	(1.6兆円)	・事業計画の変更等による事業繰越しがあったこと	・令和８年度に繰り越された補助事業等に充てるため、令和８年度特会歳入に繰入れ
交付税及び譲与税配付金	1.5兆円	・借入金の償還繰延べ ・期ズレとしての地方譲与税譲与金の未譲与分があったこと	・令和８年度の借入金の償還、地方交付税交付金等に充てるため、令和８年度特会歳入に繰入れ
自動車安全	0.8兆円		
（自動車事故対策）	(0.6兆円)	・一般会計からの全額繰戻しがあったこと	・令和８年度以降の被害者保護増進等事業に充てるため、積立金として積立て

国債整理基金	基金残高3.0兆円（国債入札の偶発的な未達に備え、一定の水準を維持）

（参考2） 剰余金の処理について

特別会計の決算上の剰余金とは、各特別会計における歳入歳出決算額の単純な差額（一般会計の純剰余金とは性質が異なる）。
その処理については、「特別会計に関する法律」第８条等に規定されている。



①当該特別会計の積立金への積立て等

②翌年度当該特別会計歳入への繰入れ

③一般会計への繰入れ

（参考）【特別会計に関する法律第８条】

（剰余金の処理）

１　各特別会計における毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合において、当該剰余金から次章に定めるところにより　①当該特別会計の積立金として積み立てる金額及び資金に組み入れる金額　を控除してなお残余があるときは、これを　②当該特別会計の翌年度の歳入に繰り入れる　ものとする。

２　前項の規定にかかわらず、同項の翌年度の歳入に繰り入れるものとされる金額の全部又は一部に相当する金額は、　③予算で定めるところにより、一般会計の歳入に繰り入れる　ことができる。

（参考） 一般会計の剰余金（財政法6条の純剰余金）
＝　歳入歳出差額（歳入決算－歳出決算） －　翌年度への繰越額見合財源　－　地方交付税交付金等の使途確定財源

令和７年度政府関係機関決算概要

○　政府関係機関とは、資本の全額が政府より出資されている法人であり、予算・決算について、国の予算・決算の例に準じて、国会の審議を受けなければならないこととなっている機関である。令和７年度末時点においては、沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門がある。

○　決算報告書は、財務諸表を添えて財務大臣に提出された後内閣へ送付され、会計検査院の検査を経たうえで、国の歳入歳出決算とともに国会に提出される。

○　収入支出決算は、いわゆる営業上の経費とこれを支弁する収入部分だけが計上されるのに対し、財務諸表は、経営成績及び財政状態を明らかにするため、各法令や企業会計原則等に定めるところにより、貸付け等を含めた事業活動全体が計上されている。

○　剰余金等は、それぞれの政府関係機関法令に基づき、国庫に納付、準備金の積立て・取り崩し等の処理を行うこととした。

（単位：億円）

政府関係機関名	収入支出決算		
	収入済額	支出済額	差引額
沖縄振興開発金融公庫	108	90	17
株式会社日本政策金融公庫			
国民一般向け業務	1,555	957	598
農林水産業者向け業務	672	387	285
中小企業者向け業務 ①中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定 ②中小企業者向け証券化支援買取業務勘定	1,009	413	595
信用保険等業務	2,572	4,428	△ 1,855
危機対応円滑化業務	110	212	△ 101
特定事業等促進円滑化業務	5	5	0
株式会社国際協力銀行 ①一般業務勘定 ②特別業務勘定	10,918	9,929	989
独立行政法人国際協力機構 有償資金協力部門	1,933	1,463	469

剰余金等の概要	
金額※	主な処理
損失金 40	米穀資金・新事業創出促進特別勘定の積立金を 0.9 億円減額し、残額 39 億円は翌年度へ繰り越し
剰余金 △ 14,079	取り崩すべき準備金なし
剰余金 △ 21	準備金 10 億円を取り崩し、 残額△ 10 億円は翌年度へ繰り越し
①剰余金 △ 6,333	取り崩すべき準備金なし
②剰余金 2	1 億円を準備金として積み立て、 残余 1 億円を国庫納付
剰余金 △ 859	準備金を取り崩し
剰余金 △ 3,800	取り崩すべき準備金なし
剰余金 △ 2	取り崩すべき準備金なし
①剰余金 1,367	683 億円を準備金として積み立て、 残余 683 億円を国庫納付
②剰余金 2	1 億円を準備金として積み立て、 残余 1 億円を国庫納付
利益金 471	準備金として積み立て

※剰余金等の内容は以下のとおり

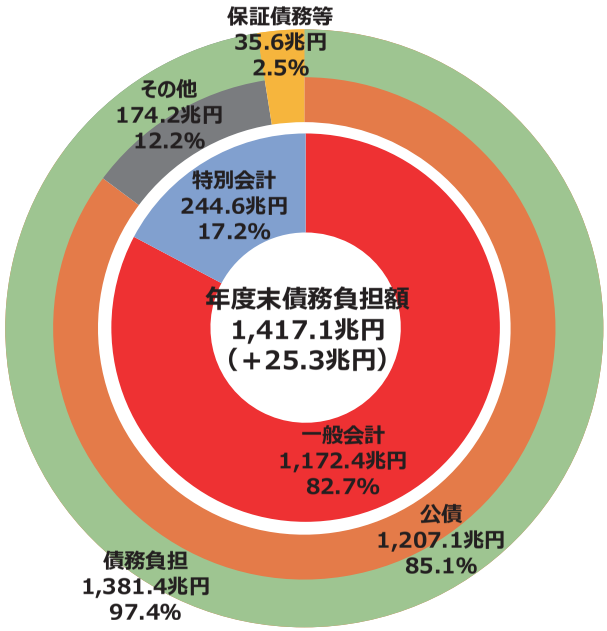
・沖縄振興開発金融公庫、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門　⇒　損益計算上の利益金又は損失金

・株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行　⇒　会社法第 446 条の剰余金

国の債務に関する計算書（概要）

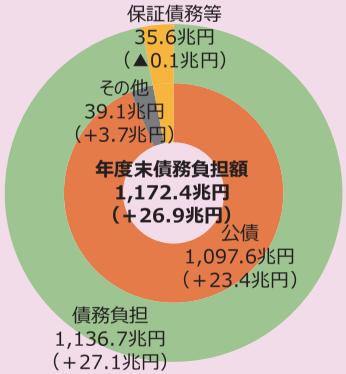
○国の債務に関する計算書は、国の後年度の財政負担となる債務の状況を明らかにするために作成しています。
○本計算書は、債務負担と保証債務等で構成されており、主な債務は公債となっています。
○「財政法」及び「特別会計に関する法律」に基づき、年度末における国の債務負担額を国会に報告しています。
○本計算書において、令和７年度末における国の債務負担額は1,417.1兆円（＋25.3兆円）となっています。

【令和７年度末債務負担額】



（注）（ ）書は前年度からの増減

【一般会計内訳】



【債務負担】

<公債>

- 内国債　1,097.6兆円（+23.4兆円）
  （財務省）

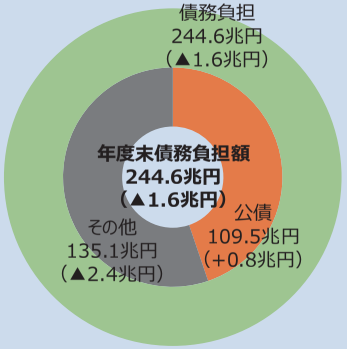
<その他のうち主なもの>

- 国庫債務負担行為　19.9兆円（+2.0兆円）
  （防衛省ほか17所管）
- 歳出予算の繰越債務　7.0兆円（+1.2兆円）
  （国土交通省ほか17所管）

【保証債務等のうち主なもの】

- 日本高速道路保有・債務返済機構債券の元利払保証
  10.5兆円（▲0.1兆円）
  （財務省）

【特別会計内訳】



【債務負担】

<公債>

- 内国債　109.5兆円（+0.8兆円）
  （財政投融資特別会計ほか４会計）

<その他のうち主なもの>

- 政府短期証券　92.2兆円（▲1.6兆円）
  （外国為替資金特別会計ほか１会計）
- 借入金　36.9兆円（▲2.8兆円）
  （交付税及び譲与税配付金特別会計ほか５会計）

（※）特別会計においては、保証債務等はない

国有財産の現在額（概要）

○国有財産の現在額は、毎年度、国会に報告することとされており、令和７年度末の国有財産現在額は148.5兆円です。

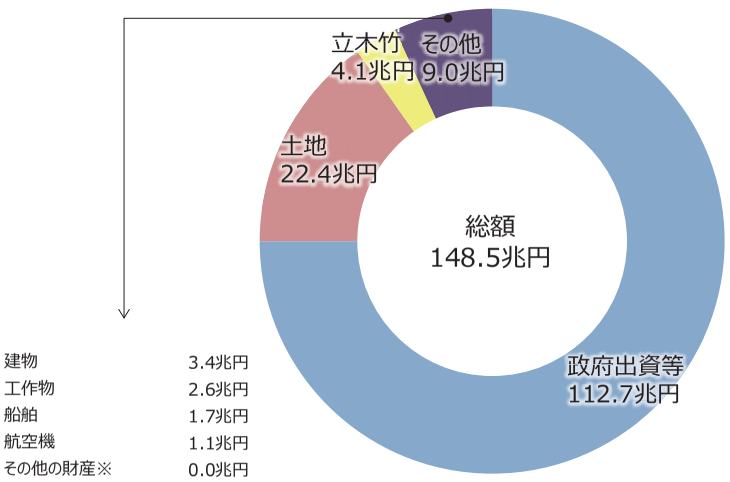
※国有財産台帳以外の台帳で管理されている財産（道路、河川など）は、含まれていません。

○国有財産を区分別にみると、政府出資等112.7兆円、土地22.4兆円、立木竹4.1兆円などです。

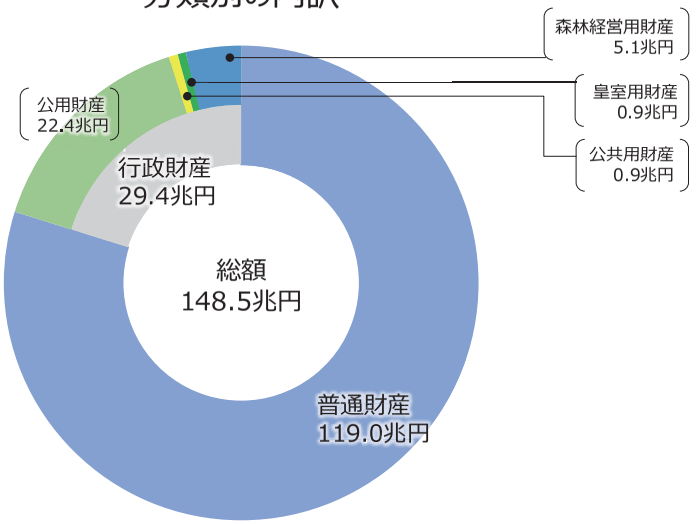
○国有財産を分類別にみると、行政財産29.4兆円、普通財産119.0兆円です。

※国有財産は、「行政財産」と「普通財産」とに分類され、「行政財産」には、庁舎などの「公用財産」、国営公園などの「公共用財産」、皇居や御所などの「皇室用財産」、国有林野事業のための「森林経営用財産」があり、各省各庁が管理しています。「行政財産」以外の財産は「普通財産」といい、原則として財務省が管理・処分しています。

区分別の内訳



分類別の内訳



※「その他の財産」には、機械器具、地上権等、特許権等、不動産の信託の受益権が含まれます。

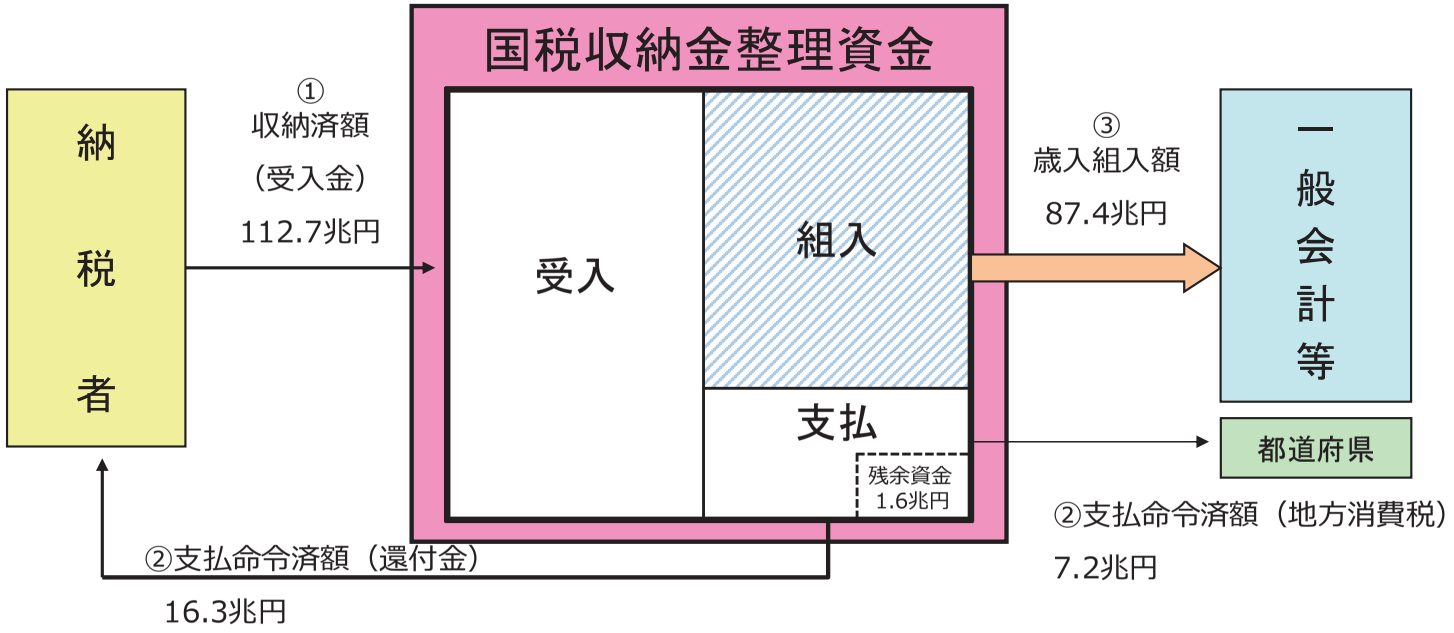
国税収納金整理資金受払計算書（概要）

○国税収納金整理資金は国税収入に関する経理の合理化と過誤納金の還付金等の支払に関する事務処理の円滑化を図るために設置されています。

○当該資金は①国税収納金等を受け入れ、②過誤納金の還付金等を支払い、③残額を一般会計等の歳入に組み入れているものです。

○国税収納金整理資金に関する法律に基づき、国税収納金整理資金受払計算書を国会に提出しています。

○令和７年度の国税収納金整理資金の受け入れ、支払い及び組み入れは、収納済額112.7兆円、支払命令済額及び歳入組入額111.0兆円であり、差引き1.6兆円が年度末の残余資金となっています。この残余資金は、主に都道府県に支払う地方消費税の支払決定未済によるものです。



物品増減及び現在額総報告（概要）

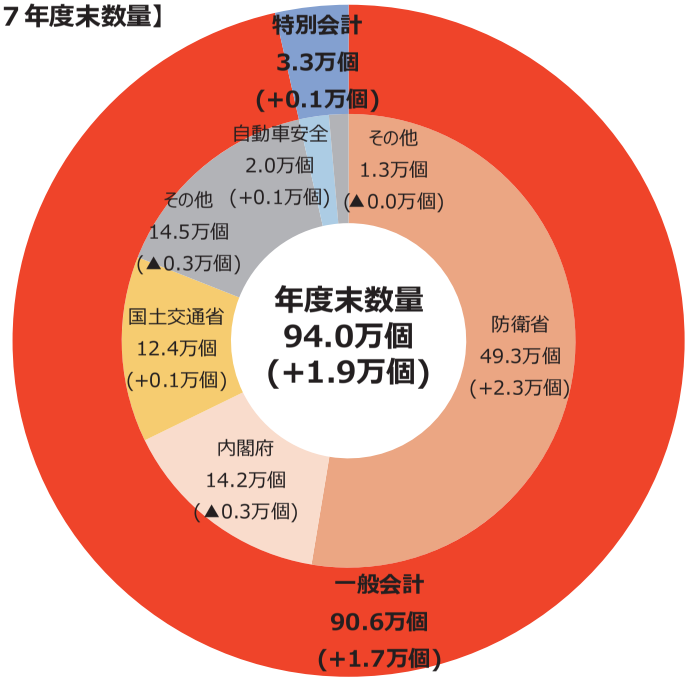
○物品増減及び現在額総報告は、国の財産の一部である物品の適正かつ効率的な供用その他良好な管理を図るために作成しています。

（報告対象）国の所有に属する①機械及び器具（取得価格（又は見積価格）50万円以上※）、②美術品（取得価格（又は見積価格）300万円以上）
※防衛用品（装備訓練に必要な機械及び器具）300万円以上

○物品管理法に基づき、毎年度間における物品の増減及び年度末における現在額を国会に報告しています。

○令和７年度末における数量は94.0万個（＋1.9万個）、価格は16.2兆円（＋0.6兆円）となっています。

【令和７年度末数量】

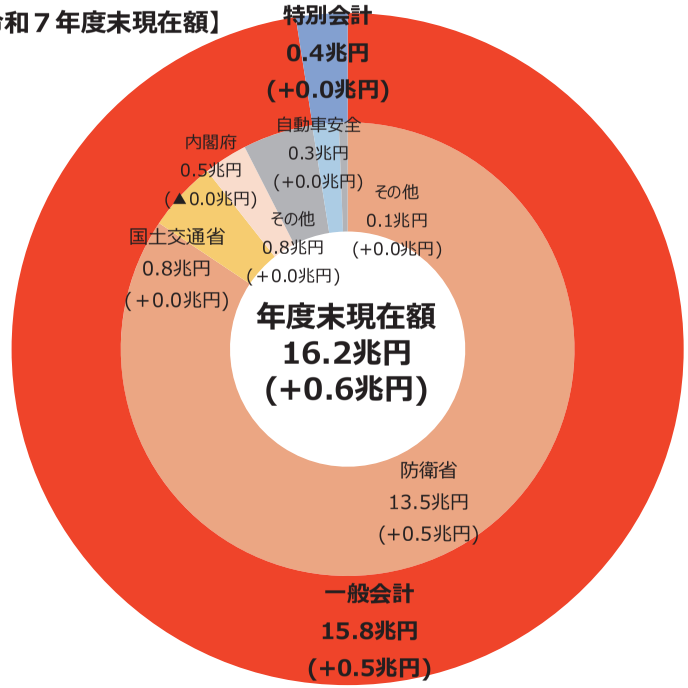


【主な物品】

防衛用電気通信機器（防衛省）	14.7万個（+0.3万個）
防衛用航空機用機器（防衛省）	12.3万個（+0.9万個）
車両及び軌条（防衛省）	6.7万個（+0.1万個）

（注）（ ）書は前年度からの増減

【令和７年度末現在額】



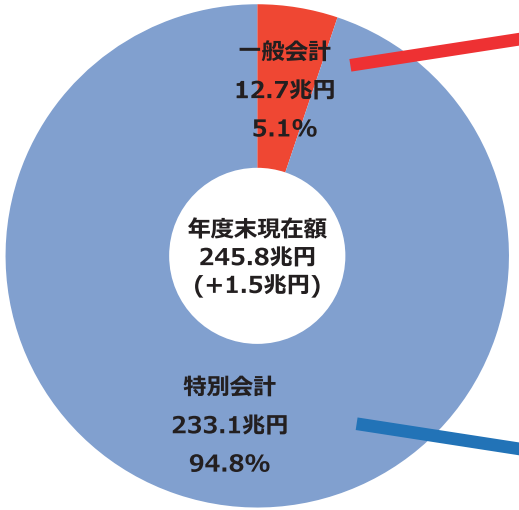
【主な物品】

防衛用電気通信機器（防衛省）	4.2兆円（+ 0.1兆円）
防衛用武器（防衛省）	3.3兆円（+ 0.0兆円）
防衛用航空機用機器（防衛省）	2.6兆円（+ 0.2兆円）

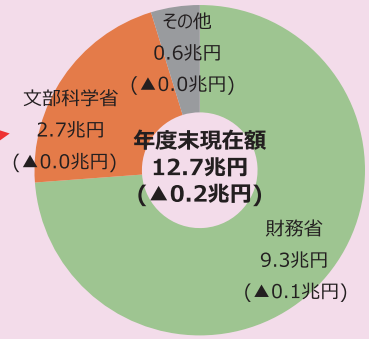
国の債権の現在額総報告（概要）

○国の債権の現在額総報告は、国の財産の一部である国の債権の管理の適正を期するために作成しています。
（主な債権）歳入関係（貸付金債権、返納金債権等）、資金関係（国税収納金整理資金債権、財政融資資金債権等）
○国の債権の管理等に関する法律に基づき、毎年度末における国の債権の現在額を国会に報告しています。
○令和７年度末における国の債権の現在額は245.8兆円（＋1.5兆円）となっています。

【令和７年度末現在額】



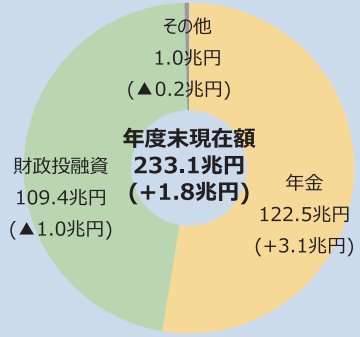
【一般会計内訳（所管別）】



【主な債権】
（財務省）
国税収納金整理資金債権　9.2兆円（▲0.1兆円）

（文部科学省）
（独）日本学生支援機構貸付金債権　2.7兆円（▲0.0兆円）

【特別会計内訳（会計別）】



【主な債権】
（年金）
GPIF寄託金債権　121.2兆円（+3.2兆円）

（財政投融資）
特別法人貸付金債権　47.3兆円（▲0.2兆円）
地方公共団体貸付金債権　38.0兆円（▲1.1兆円）

（注）（ ）書は前年度からの増減